

西原町立学校通学区域等審議会規則をここに公布する。

令和7年 7月 1日

西原町教育委員会教育長

新島 隆

西原町教育委員会規則第 3 号

西原町立学校通学区域等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町立学校通学区域等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、西原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、西原町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域の設定及び変更並びに学校配置計画に関する事項を審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の学校長
- (2) 学校のPTA代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する答申が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後における最初の審議会の会議又は委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、西原町教育委員会教育長が招集する。